

山形県地域公共交通利便増進実施計画の策定について

1 地域公共交通利便増進実施計画について

(1) 概要

- 地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通計画に基づき、地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組みを通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業（利便増進事業）を実施するための計画である。
- 地域公共交通利便増進実施計画の作成に当たっては、地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という）を実施しようとする者等の同意を得ることで、国土交通大臣の認定を申請することが可能となる。

(2) 「地域公共交通利便増進実施計画」に記載する事項

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」における地域公共交通利便増進実施計画の記載項目は以下のとおり。

(1) 実施区域

(2) 事業の内容・実施主体

【事業内容】（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第1項13号）

- イ. 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
- ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
- ニ. 運賃又は料金の設定
- ホ. 運行回数又は運行時刻の設定
- ヘ. 共通乗車船券の発行
- ト. イ.～ヘ. に掲げる事業を併せて行う以下の事業
 - ①乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
 - ②交通結節施設における乗降場の改善
 - ③乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ④ I Cカード又は二次元コードの導入
 - ⑤①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

(3) 地方公共団体による支援の内容

(4) 実施予定期間実施予定期間

(5) 事業実施に必要な資金の額・調達方法

(6) 事業の効果

(7) 地域公共交通計画に地域公共交通 利便増進に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

(8) 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

(9) その他地域公共交通地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(3) 「地域公共交通利便増進実施計画」作成の留意点

①地域公共交通計画への記載について

地域公共交通利便増進実施計画の作成に当たっては、地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項を定める必要があり、どの事業につき、地域公共交通特定事業として実施を予定しているのかを明示することが必要。

⇒「山形県地域公共交通計画」に記載済み

②地域公共交通利便増進実施計画の認定について

地域公共交通利便増進実施計画の認定に当たっては、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者その他の関係者の同意のほか、「a. 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に照らして適切なものであること」、「b. 地域公共交通利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること」、「c. 個別事業法の許可基準に個別事業法の許可基準に適合すること」が必要。国土交通省（東北運輸局）の認定が必要。

③関係者の同意等について

地域公共交通利便増進実施計画を定めようとするときには、あらかじめ「地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者」と「地域公共交通利便増進事業に関係すると地方公共団体が認めた者」の同意が必要（法27条の16③）。

併せて、事業内容に関係を有する公共交通事業者や道路管理者、公安委員会など必要な関係者に対して、意見聴取を行うことが必要（法27条の16④）。

④地域公共交通利便増進実施計画の公表について

地域公共交通利便増進実施計画を作成（変更）したときは、計画の区域、期間、事業内容等の概要を地方公共団体の広報やホームページへの掲載等により、公表が必要。

(4) 利便増進実施計画に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等の特例

①特例対象事業（地域公共交通確保維持改善事業実施要領2. ⑤エ.）

- 対象は、認定を受けた利便増進実施計画のうち、上記（2）にある以下のいずれかの事業の見直し
 - イ. 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更（形状等の変更を伴わないものを除く。）
 - ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
 - ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

②利便増進実施計画に位置付けることによる国庫補助金におけるメリット

■地域間幹線系統

- 利便増進実施計画に係る補助対象事業の基準の特例を受ける場合、幹線補助対象の系統は、競合カット・密度カットの対象外。また、利便増進実施計画終了後も、通常の幹線補助の対象。

(参考) 利便増進実施計画の認定路線になることにより、以下の優遇措置が適用され、トライアル事業以上の優遇措置を受けることとなる。

- ・1日当たりの輸送量を15人～150人から、3人～150人に緩和
- ・競合カットの対象外
- ・密度カットの対象外

■地域内フィーダー系統

- 利便増進実施計画として認定された路線については、フィーダー補助の補助対象事業の基準の特例を受ける場合、中核市もフィーダー補助の対象となる。また、利便増進実施計画に認定されたフィーダー補助対象の系統を持つ市町村は、補助単価のかさ上げが適用される。

ただし、フィーダー補助の補助対象事業の基準の特例を受けた場合は、利便増進実施計画終了後、中核市だけでなく全ての特例を受けた路線は、通常のフィーダー補助として対象外となる。

特例を受けず、利便増進実施計画の認定路線だけとする場合は、利便増進実施計画終了後も、引き続き、通常のフィーダー補助としても対象（補助単価のかさ上げのみ適用）。

- ⇒ 今回、長井市のフィーダー対象路線は、利便増進実施計画に掲載するが特例は受けない形式で国庫補助金を申請（特例を受けない場合も単価のかさ上げが適用されるため）

2 本県における利便増進実施計画の策定

(1) 実施計画における対象事業

- 山交バス株式会社の系統「山形市役所(六角・荒砥)長井線」のうち路線等の再編の変更区域（「長井駅・長井市役所」停留所新設に係る変更）を、本計画の利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の対象とする。

また、対象の変更区域内を発着し、路線等の再編の変更に係る路線バス、コミュニティバス等も利便増進事業の対象とする。

(2) 計画策定の流れ等

- 策定予定の利便増進実施計画は、山形県地域公共交通計画に基づくものであることから、山形県地域公共交通活性化協議会事務局の山形県が実施計画案を作成する。
- 実施計画の対象となる路線等の変更内容については、既に、山形県地域公共交通活性化協議会及び長井市公共交通会議において協議し了承済みであるため、既に了承いただいた関係者からは、改めて同意等はとらないこととする。

なお、山交バス株式会社については、利便増進事業の実施主体としての同意はこれまででなかったため、事業実施の同意について、文書により行う。

①同意「地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者」

- ・「山形市役所（六角・荒砥）長井線」

⇒山交バス株式会社（ただし、協議会での運賃等に関する同意は独禁法違反となる可能性があり、今回の実施計画の合意が運賃を含む合意と誤解されないため、県から文書にて同意を得ることとする）

- ・「長井市営バス」

⇒長井市（計画策定者のため同意の必要なし）

②同意「地域公共交通利便増進事業に係ると地方公共団体が認めた者」

※ 対象は、国通知により、乗合事業者からの同意で足りるとの扱い

- ・長井市内は、生活交通路線での乗合事業がないため当該同意の対象はなし

③意見聴取：道路管理者（国道、県道、市道）、公安委員会

- ・「山形市役所（六角・荒砥）長井線」

⇒令和3年6月の山形県地域公共交通活性化協議会で意見聴取を行った内容か

ら変更ないため、改めて意見聴取の必要なし
 ・「長井市営バス」
 ⇒令和3年5月の長井市地域公共交通会議で意見聴取を行った内容から変更
 ないため、改めて意見聴取の必要なし

- 山交バス株式会社が事業実施同意後、山形県地域公共交通活性化協議会を開催し、協議会委員の了承を得て、県、35市町村の計画として策定する（8月中を目途）。

(3) 計画の概要

①目的

- 令和3年3月に策定した「山形県地域公共交通計画」に基づき、確実な事業の実施と事業実施による地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、長井市役所・長井駅の完成に伴う地域間交通・地域内交通の路線の具体的な再編内容等に関して示す「山形県地域公共交通利便増進実施計画(長井市版)」を策定する。

②計画の位置付け

- 本計画は、山形県と県内35市町村の総合的な交通計画である「山形県地域公共交通計画」の長井市内の実実施計画とする。

③計画の枠組み

- 計画期間 2021年度～2025年度までの5年間
- 実施区域 長井市内
 - ・山交バス株式会社の系統「山形市役所(六角・荒砥)長井線」のうち路線等の再編の変更区域（「長井駅・長井市役所」停留所新設に係る変更）を本計画の利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の対象とする。
 - ・上記の変更区域内を発着する長井市営バスの路線の再編も利便増進事業の対象とする。
- 実施体制 山形県、県内35市町村、及び関係する交通事業者により事業を実施する。

④事業の内容・実施主体

- 本計画において定める利便増進事業については、山形県地域公共交通計画に基づき、新たに完成した長井市役所・長井駅を拠点とした地域間交通及び地域内交通等とのアクセス向上による利用者の利便性の向上等を図るため、山形市役所（六角・荒砥）長井線及びそれと接続する路線の再編を対象とし、次のとおりとする。

■路線の再編

事業内容・実施主体
<p>ア 長井市役所・長井駅の完成に伴う山形市役所（六角・荒砥）長井線等の延伸・経路変更</p> <p>【対象路線】 ・山形市役所（六角・荒砥）長井線 ・長井（浅立）荒砥</p> <p>【事業内容】 長井市役所・長井駅への接続区間を設ける再編</p> <p>【実施主体】 山交バス株式会社</p>

<p>イ 長井市役所・長井駅の完成に伴う長井市営バス全路線（全系統）の再編</p> <p>【対象路線】長井市営バス「全路線（全系統）」</p> <p>【事業内容】長井市役所・長井駅とヤマザワ長井店を「乗換拠点」として位置づけ、全路線（全系統）の効率化・利便性の向上を図る再編</p> <p>【実施主体】長井市 （運行主体：長井地区ハイヤー・交通協議会の構成事業者（長井交通㈱、㈱白鷹タクシー、㈱中央タクシー））</p>

⑤事業の効果

■路線の再編

項目（対象路線）	事業の効果
長井市役所・長井駅の完成に伴う山形市役所（六角・荒砥）長井線等の延伸・経路変更	<ul style="list-style-type: none"> ・長井駅、長井市役所へのアクセス性の向上 ・地域鉄道や地域内交通のコミュニティバス等との接続強化による利便性の向上 ・交通結節機能の強化
長井市役所・長井駅の完成に伴う長井市営バス全路線（全系統）の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・長井駅、長井市役所へのアクセス性向上 ・地域鉄道・地域間バスとの接続による利便性向上 ・市街地内の回遊性の向上による地域の賑わい創出 ・交通結節機能の強化